

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月4日

【会社名】 株式会社S J I

【英訳名】 S J I . I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 劉 天泉

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川四丁目12番8号

【電話番号】 03-5769-8200（代表）

【事務連絡者氏名】 財務経理本部長 山本 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川四丁目12番8号

【電話番号】 03-5769-8204

【事務連絡者氏名】 財務経理本部長 山本 豊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当

株式	4,370,068,500円
第5回新株予約権証券	76,113,144円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

4,076,053,144円

（注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年6月1日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新規発行による手取金の使途、割当予定先の状況、発行条件に関する事項、コーポレート・ガバナンスの状況等を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,946,121,664	155,400,000	6,790,721,644

(注) 1 金銭以外の財産の現物出資によるものが1,500,000,000円相当あり、それについては、現金による払込みはありません。

2 払込み金額の内訳は、新株式発行によるもの2,870,068,500円、新株予約権発行によるもの69,484,672円、新株予約権行使によるもの3,999,940,000円です。

< 後略 >

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,946,121,644	155,400,000	6,790,721,644

(注) 1 金銭以外の財産の現物出資によるものが1,500,000,000円相当あり、それについては、現金による払込みはありません。

2 払込み金額の内訳は、新株式発行によるもの2,870,068,500円、新株予約権発行によるもの76,113,144円、新株予約権行使によるもの3,999,940,000円です。

< 後略 >

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の選定理由

(2) 募集の経緯と割当予定先の選定理由

（訂正前）

<前略>

なお、当社は平成27年1月30日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示しておりますが、今般の一連の不適切な取引に関しては、フィスコ（子会社含む）からの融資資金の一部が、結果的に当社のハードウェア取引の販売代金を仮装した入金原資となっていることなどを受け、本件不正行為への関与の有無について、ガバナンス対策タスクフォース（2）が社外弁護士に委嘱して調査を進めてまいりましたが、中間報告時点ではフィスコグループおよびネクスグループ社、シークエッジグループの当事者からのヒアリング調査等においては、当該グループ各社から本件の不正行為に関与していないとの回答を得ております。なお、当該回答の事実確認および本件の不正行為の周辺状況については引き続き調査を継続しており、平成27年6月末までに本調査を完了し、本件が株主総会にて特別決議として付議される際には最終調査結果を株主様へ報告する予定であります。この様に、当該グループ各社の本件不正行為への関与について調査を継続中ではありますが当社の財務状況の逼迫な状況を鑑みて時間的猶予がないことから、最終的な調査結果を待たずに、株主総会特別決議議案として付議し、株主様へ判断を仰ぐべきものと判断しました。

<後略>

（訂正後）

<前略>

なお、当社は平成27年1月30日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示しておりますが、今般の一連の不適切な取引に関しては、フィスコ（子会社含む）からの融資資金の一部が、結果的に当社のハードウェア取引の販売代金を仮装した入金原資となっていることなどを受け、本件不正行為への関与の有無について、ガバナンス対策タスクフォース（2）が社外弁護士に委嘱して調査を進めてまいりましたが、中間報告時点ではフィスコグループおよびネクスグループ社、シークエッジグループの当事者からのヒアリング調査等においては、当該グループ各社から本件の不正行為に関与していないとの回答を得ております。なお、当該回答の事実確認および本件の不正行為の周辺状況については引き続き調査を継続しており、平成27年6月末までに本調査を完了し、本件が株主総会にて特別決議として付議される際には最終調査結果を株主様へ報告する予定であります。この様に、当該グループ各社の本件不正行為への関与について調査を継続中ではありますが当社の財務状況の逼迫な状況を鑑みて時間的猶予がないことから、最終的な調査結果を待たずに、株主総会特別決議議案として付議し、株主様へ判断を仰ぐべきものと判断しました。

<後略>

f. 払込みに要する資金等の状況

（訂正前）

全ての割当予定先からは本第三者割当増資等の引受けに係る資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。併せてネクスグループ社については平成26年11月期の有価証券報告書および平成27年2月期の第1四半期報告書を確認し、問題ないと判断いたしました。SRAについては、払い込み資金残高につき、管理本部担当部長より口頭で問題ない旨の回答を得ており、親会社である株式会社SRAホールディングスの平成26年3月期の有価証券報告書および平成26年12月期の第3四半期報告書に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、問題はないと判断いたしました。

また、シークエッジインベストメントインターナショナルリミテッド、ITトラスト2号投資事業組合、YTトラスト2号投資事業組合、M2Mトラスト2号投資事業組合、M2Mトラスト3号投資事業組合、KSTトラストファンド2号投資事業組合、EIトラスト投資事業組合、NBトラスト投資事業組合、投資事業組合HAターゲットファンド、投資事業組合KHトラスト、投資事業組合YHトラスト、投資事業組合THトラスト、投資事業組合HHトラスト、投資事業組合IHトラスト、投資事業組合BBトラスト及び投資事業組合マーケットウィザードファンドについては預金残高もしくは有価証券残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

（訂正後）

全ての割当予定先からは本第三者割当増資等の引受けに係る資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。併せてネクスグループ社の新株式の払い込み約20億円については、手元資金と親会社であるフィスコからの借入金で充当する旨を受けております。資金確保については、ネクスグループ社の平成26年11月期の有価証券報告書および平成27年2月期の第1四半期報告書を確認し、フィスコは平成26年12月期の有価証券報告書および平成27年12月期の第1四半期報告書で確認しており、またフィスコからネクスグループ社へ貸付をする旨の意向表明書の提出を受けております。またネクスグループ社の新株予約権の行使時の払い込み30億円については、ネクスグループ社およびフィスコが金融機関から借入を行い充当する旨を受けております。ネクスグループ社は、フィスコが保有する有価証券約52億円（ネクスグループ社株式）、およびシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドが保有する有価証券約60億円（フィスコ株式）を担保に金融機関から借入を行い、またフィスコは自己が保有する有価証券約52億円（ネクスグループ社株式）を担保に金融機関から借入を行うことによって充当する意向であることを口頭および意向表明書で確認しており、各社から有価証券残高を証する書面の提出を受け、問題ないと判断いたしました。SRAについては、払い込み資金残高につき、管理本部担当部長より口頭で問題ない旨の回答を得ており、親会社である株式会社SRAホールディングスの平成26年3月期の有価証券報告書および平成26年12月期の第3四半期報告書に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、問題はないと判断いたしました。

また、シークエッジインベストメントインターナショナルリミテッド、FISCO International (Cayman) LP、ITトラスト2号投資事業組合、YTトラスト2号投資事業組合、M2Mトラスト2号投資事業組合、M2Mトラスト3号投資事業組合、KSTトラストファンド2号投資事業組合、EIトラスト投資事業組合、NBトラスト投資事業組合、投資事業組合HAターゲットファンド、投資事業組合KHトラスト、投資事業組合YHトラスト、投資事業組合THトラスト、投資事業組合HHトラスト、投資事業組合IHトラスト、投資事業組合BBトラスト及び投資事業組合マーケットウィザードファンドについては預金残高もしくは有価証券残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

h. 特定引受人に関する事項

(訂正前)

当該割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて同時に保有した場合、当該割当予定先であるネクスグループは議決権数57.4%となるため、「会社法第244条の2第1項」に規定する特定引受人となります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

a. 当該特定引受人がその引き受けた募集新株式及び新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数（当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数）は、1,848,568個です。

b. 上記a.の募集新株式及び新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数は、1,848,568個です。

c. 当該特定引受人がその引き受けた募集新株式及び新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数は、平成27年3月31日時点の総議決権数825,860個を基準とした場合、3,217,291個となります。

なお、特定引受人が生じる可能性のある本新株予約権の発行について、当社常勤監査役の岡田俊夫氏からは、資金調達を選択とその発行条件を慎重に検討した結果、本資金調達の必要性及び相当性が認められる、との意見書を下記の通り、入手しております。

<後略>

(訂正後)

本新株の割当予定先が本新株式の株主となった場合、当該割当予定先であるシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドは、同じく割当予定先である子会社であるネクスグループ社及びFISCO International (Cayman) LPの議決権数も含めると、総株主の議決権数の54.61%の議決権を保有することになるため、「会社法第206条の2第1項」に規定する特定引受人となります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

a. 当該特定引受人（その子会社等も含む。）がその引き受けた募集新株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、1,132,856個です。

b. 上記a.の募集新株式に係る議決権の数は、1,132,856個です。

c. 引受人の全員がその引き受けた募集新株式の株主となった場合における総株主の議決権の数は、2,074,451個となります。

また、本新株予約権の割当予定先であるシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッド及びネクスグループ社がその引き受けた本新株予約権に係る交付株式の株主となった場合、上記の募集新株式の割当てと併せて、当該割当予定先であるシークエッジインベストメントインターナショナルリミテッドは、子会社であるネクスグループ社及びFISCO International (Cayman) LPの議決権数も含めると、当該場合における最も多い総株主の議決権数の69.37%の議決権を保有することとなるため、「会社法第244条の2第1項」に規定する特定引受人となります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

a. 当該特定引受人（その子会社等も含む。）がその引き受けた募集新株式及び新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数（当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数）は、2,132,846個です。

b. 上記a.の募集新株式及び新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数は、2,132,846個です。

c. 当該特定引受人がその引き受けた募集新株式及び新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数は、平成27年3月31日時点の総議決権数825,860個を基準とした場合、3,074,441個となります。

なお、特定引受人が生じる可能性のある本新株式及び本新株予約権の発行について、当社常勤監査役の岡田俊夫氏からは、資金調達を選択とその発行条件を慎重に検討した結果、本資金調達の必要性及び相当性が認められる、との意見書を下記の通り、入手しております。

<後略>

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

新株式の発行

（訂正前）

< 前略 >

発行価額につきましては、上記「2. 募集の目的および理由」および「4. 資金使途の合理性に関する考え方」で記載のとおり、本第三者割当増資で調達する資金によって、債務超過を回避し、未払債務および有利子負債等を圧縮することでの財務基盤の安定化、資本の充実による信用の回復を図ることは不可欠であるとの考えから当社の資金調達の確実性および迅速性を確保しつつ、当社が債務超過の回避、未払債務および有利子負債等の圧縮を実現できるだけの資金調達を行える割当先は限られていることを踏まえて、これまで割当先候補者との交渉を進めてまいりました。当社は、割当先候補者との交渉にあたって、割当先候補者の現在の当社に対する評価を最も適切に反映していると考えられる、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の終値を基準に判断することが妥当であると考え、本件増資にかかる新株式の発行価額は、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日のJASDAQ市場における当社株式の終値を基準とすることを基本方針として平成26年12月から割当先候補者との交渉を重ねておりました。

当社は、平成26年10月頃から、外部コンサルタントとグループ再編と財務内容の改善について協議を行い、平成26年12月から割当先候補者との交渉に入りました。更に平成27年2月からネクスグループ社を含めた割当候補先と交渉を重ね、平成27年4月にネクスグループ社と独占交渉権（第三者と新株及び新株予約権等の割当行為等の協議、勧誘、交渉又は合意を行わないこと）を締結した上で、当社の財務状況および当社が進めていた海外資産の売却計画の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果が考慮された発行価格45円の提示を受けました。当社は提示された45円の発行価格を受けて、ネクスグループ社から提示された発行価格が当社の株価と乖離していることから、条件面について交渉を重ねてきましたが、ネクスグループ社からは海外子会社株式の売却により大幅な債務超過が見込まれている中では、提示している発行価格以外の選択は困難との回答を受けました。当社としましては、上記独占交渉契約の締結に鑑み、ネクスグループ社および各割当予定先と45円で交渉を継続する以外に、選択肢はなく、当社の財務状況を考慮した結果、ネクスグループ社からの提示を受けざるを得ない状況であると判断いたしました。

その後当社は、SJ Asia Pacific Limitedの子会社であるLNDTの全株式売却による損失が36億円になり、当社が平成28年3月期第1四半期において、連結上で約62億円の債務超過となる見通しになりました。ネクスグループ社は当社のLNDT売却を受け、ネクスグループ社が当初デュー・デリジェンス時に想定していたLNDTの譲渡価額が、譲渡先の直前の変更により、想定を大きく下回ったことで当社の企業価値が毀損されたことを理由に、最終的に、前回提示額よりもさらに低い発行価格35円が提示されました。なお、当社の資金繰りは非常にひっ迫していたため、新たに買い手候補を選定する時間的な余裕はなく、当社としても想定を大きく下回る価額での譲渡を行わざるを得ませんでした。当社は既存株主の利益を配慮する観点から、できる限り時価に対してディスカウントが大きくならないよう当初提示価格である45円据え置きを申し入れて交渉を行いましたが、45円の提示時からLNDT売却によって当社の状況が変わっていることを踏まえて、ネクスグループ社から45円から35円への引き受け価格の強い要請がありました。

当社は上記のとおり平成28年3月期第1四半期において、連結上約62億円の債務超過となる見通しである状況を鑑みると、借入等による負債性の資金による安定的かつ低コストでの調達は、現在の当社の財政状態等を考慮するとその可能性はほとんどありませんでした。一方、資本金の資金調達には、公募増資や株主割当増資という手段はあるものの、当社の状況を考慮するとこれらの手段により必要な資金が確実に調達できる可能性は低いと考えられるため、ネクスグループ社から提示があった35円の合理性について検討することといたしました。併せて、当社は債務超過を解消するために、相当規模のファイナンスを必要としており、独占交渉権を有しているネクスグループ社から複数の有力な割当先候補をご紹介いただいております。また、株式会社GDよりご紹介頂きました株式会社ベイビーブラックスが管理および運営を務める投資事業組合および大株主であるSRAについては、独占交渉権を持つネクスグループ社に調整いただき、一定以上のファイナンス規模を維持することを前提に、交渉をすすめてまいりました。上記のLNDT譲渡価額はネクスグループ社がデュー・デリジェンス時の想定よりも大幅に低くなったことを受けて、ネクスグループ社からは35円での引き受け価格の要請があり、ネクスグループ社からの紹介のあった引き受け先についても同様に、当初の45円から35円への引き受け価格の要請があり、一定以上のファイナンス規模を維持するために、ネクスグループ社を含む割当予定先から提示を受けた発行価格35円を基準に当社内で協議を重ねました。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

発行価額につきましては、本第三者割当増資で調達する資金によって、債務超過を回避し、未払債務および有利子負債等を圧縮することでの財務基盤の安定化、資本の充実による信用の回復を図ることは不可欠であるとの考えから当社の資金調達の確実性および迅速性を確保しつつ、当社が債務超過の回避、未払債務および有利子負債等の圧縮を実現できるだけの資金調達を行える割当先は限られていることを踏まえて、これまで割当先候補者との交渉を進めてまいりました。当社は、割当先候補者との交渉にあたって、割当先候補者の現在の当社に対する評価を最も適切に反映していると考えられる、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の終値を基準に判断することが妥当であると考え、本件増資にかかる新株式の発行価額は、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日のJASDAQ市場における当社株式の終値を基準とすることを基本方針として平成26年12月から割当先候補者との交渉を重ねておりました。

更に平成27年2月からは新たにネクスグループ社を含めた割当候補先と交渉を重ね、平成27年4月にネクスグループ社に独占交渉権（第三者と新株及び新株予約権等の割当行為等の協議、勧誘、交渉又は合意を行わないこと）を締結した上で、当社の財務状況および当社が進めていた海外資産の売却計画の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果が考慮された発行価格45円の提示を受けました。当社は提示された45円の発行価格を受けて、ネクスグループ社から提示された発行価格が当社の株価と乖離していることから、条件面について交渉を重ねてきましたが、ネクスグループ社からは海外子会社株式の売却により大幅な債務超過が見込まれている中では、提示している発行価格以外の選択は困難との回答を受けました。当社としましては、ネクスグループ社および各割当予定先と45円の妥当性を検討する際に当時は50円台前半の株価で推移しており、45円であれば1割前後のディスカウントであることや、独占交渉権を締結していることから他の引受先を探る機会や時間的余裕もなく、当社としては、一定以上のファイナンス規模を維持するために、発行価格45円を基準に当社内で協議を重ね、独占交渉権を持つネクスグループ社の了解を得ました。

その後当社は、SJ Asia Pacific Limitedの子会社であるL N D Tの全株式売却による損失が36億円になり、当社が平成28年3月期第1四半期において、連結上で約62億円の債務超過となる見通しになりました。ネクスグループ社は当社のL N D T売却を受け、ネクスグループ社が当初デュー・デリジェンス時に想定していたL N D Tの譲渡価額が、譲渡先の直前の変更により、想定を大きく下回ったことで当社の企業価値が毀損されたことを理由に、最終的に、前回提示額よりもさらに低い発行価格35円が提示されました。なお、当社の資金繰りは非常にひっ迫していたため、新たに買い手候補を選定する時間的な余裕はなく、当社としても想定を大きく下回る価額での譲渡を行わざるを得ませんでした。当社は既存株主の利益を配慮する観点から、できる限り時価に対してディスカウントが大きくならないよう当初提示価格である45円据え置きを申し入れて交渉を行いました。45円の提示時からL N D T売却によって当社の状況が変わっていることを踏まえて、ネクスグループ社から45円から35円への引き受け価格の強い要請がありました。

当社は上記のとおり平成28年3月期第1四半期において、連結上約62億円の債務超過となる見通しである状況を鑑みると、借入等による負債性の資金による安定的かつ低コストでの調達は、現在の当社の財政状態等を考慮するとその可能性はほとんどありませんでした。一方、資本性の資金調達には、公募増資や株主割当増資という手段はあるものの、当社の状況を考慮するとこれらの手段により必要な資金が確実に調達できる可能性は低いと考えられるため、ネクスグループ社から提示があった35円の合理性について検討することといたしました。併せて、当社は債務超過を解消するために、相当規模のファイナンスを必要としており、独占交渉権を有しているネクスグループ社から複数の有力な割当先候補をご紹介いただいております。また、株式会社GDよりご紹介いただきました株式会社ベイビーブラックスが管理および運営を務める投資事業組合および大株主であるS R Aについては、独占交渉権を持つネクスグループ社に調整いただき、一定以上のファイナンス規模を維持することを前提に、交渉をすすめてまいりました。上記のL N D T譲渡価額はネクスグループ社がデュー・デリジェンス時の想定よりも大幅に低くなったことを受けて、ネクスグループ社からは35円での引き受け価格の要請があり、ネクスグループ社からの紹介のあった引き受け先についても同様に、当初の45円から35円への引き受け価格の要望があり、一定以上のファイナンス規模を維持するために、ネクスグループ社を含む割当予定先から提示を受けた発行価格35円を基準に当社内で協議を重ね、独占交渉権を持つネクスグループ社の了解を得ました。

< 後略 >

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

< 前略 >

内部監査及び監査役監査

内部監査は、社長直属の内部監査室が担当しており、その人数は2名であります。内部監査室の監査報告書は社長のほか監査役に対しても提出すること等により、内部監査室と監査役監査との連携を図っております。

監査役は3名であり、常勤監査役が1名、2名が社外取締役であります。監査役は、月次の取締役会及び必要に応じてその他の重要会議にも出席し、取締役による業務執行状況、取締役会の運営手続等について監査しております。

会計監査の状況

会計監査については、下記の監査法人と監査契約を締結しております。

名称 公認会計士海生裕明事務所

事務所所在地 東京都中央区中洲6-6-1207

業務執行社員氏名 公認会計士 海生 裕明

日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況：

上場会社監査事務所準登録事務所名簿に登録されております。

名称 公認会計士赤坂事務所

事務所所在地 東京都千代田区平河町2-8-10 宮川ビル4F

業務執行社員氏名 公認会計士 赤坂 満秋

日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況：

上場会社監査事務所準登録事務所名簿に登録されております。

(注) 平成26年11月21日に当社は、当社の会計監査人である清和監査法人との間で「監査および四半期レビュー契約」解除について合意に至り、当社と清和監査法人は「監査および四半期レビュー契約」を合意解除することとなりました。当該異動に伴い、平成26年11月21日開催の監査役会において、会社法第346条第4項および第6項の規定に基づき、公認会計士海生裕明事務所、公認会計士赤坂事務所を一時会計監査人に選任いたしました。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 中間配当

当社は、取締役の決議によって、毎年9月30日を基準として中間配当をすることができる旨、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

ハ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される能力を十分に発揮しやすい環境を整えることを目的とするものであります。

__ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

__ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこない、また累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

__ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう旨を定款で定めております。これは、株主総会特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(訂正後)

< 前略 >

内部監査及び監査役監査

内部監査は、社長直属の内部監査室が担当しており、その人数は2名であります。内部監査室の監査報告書は社長のほか監査役に対しても提出すること等により、内部監査室と監査役監査との連携を図っております。

監査役は3名であり、全て社外監査役であります。監査役は、月次の取締役会及び必要に応じてその他の重要会議にも出席し、取締役による業務執行状況、取締役会の運営手続等について監査しております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名でありましたが、社外取締役でありました唐駿氏が、当社がDigital China Software (BVI)Limitedとの資本関係を解消したことにより平成26年12月25日付で辞任したため、社外取締役はおりません。また、社外監査役は3名であります。

社外監査役である岡田俊夫氏は、平成26年6月まで東京計装株式会社の社長室理事であり、同社と当社の間には、取引関係はありません。また、過去において当社の取引銀行である株式会社新銀行東京に在籍しておりましたが、同行は複数ある借入先の一つであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。したがって当社としては、岡田俊夫氏は当社の経営陣に対し独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。

社外監査役である福地誠司氏は、イーピーエス株式会社の管理本部顧問であり、同社は当社の株式3.97%を保有しております。当社と通常の営業取引を行っております。

社外監査役である宮森信英氏は、株式会社ラークス会計代表取締役社長及びラークス公認会計士共同事務所代表公認会計士であります。宮森信英氏及び株式会社ラークス会計並びにラークス公認会計士共同事務所との間には、人的関係、資本関係または取引関係はありません。

当社と社外取締役及び社外監査役の間には、上記以外の人的関係、資本的關係または取引関係はありません。

当社においては、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を定めていないものの、選任に当たっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項及び、当社定款第25条第2項並びに第36条第2項に基づき賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円と会社法425条第1項各号に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたしております。

役員の報酬等イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	103	103	—	—	—	8
監査役 (社外監査役を除く。)	3	3	—	—	—	1
社外役員	17	17	—	—	—	3

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等は、株主総会において年間の報酬の総額を決議し、各取締役の報酬額は取締役会で決定する。また、各監査役の報酬額は監査役会で決定する。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	14	13	-	4	0
非上場株式以外の株式	22	23	0	-	-

__ 会計監査の状況

会計監査については、下記の監査法人と監査契約を締結しております。

名称 赤坂・海生公認会計士共同事務所

事務所所在地 東京都千代田区平河町 2 - 8 - 10

業務執行社員氏名 公認会計士 赤坂 満秋、公認会計士 海生 裕明

日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況：

上場会社監査事務所準登録事務所名簿に登録されております。

(注) 1 平成26年11月21日に当社は、当社の会計監査人である清和監査法人との間で「監査および四半期レビュー契約」解除について合意に至り、当社と清和監査法人は「監査および四半期レビュー

契

約」を合意解除することとなりました。当該異動に伴い、平成26年11月21日開催の監査役会に

お

いて、会社法第346条第4項および第6項の規定に基づき、公認会計士海生裕明事務所、公認会計士赤坂事務所を一時会計監査人に選任いたしました。

2 平成27年3月23日付で、公認会計士赤坂事務所と公認会計士海生裕明事務所は共同で事務所を設立し、赤坂・海生公認会計士共同事務所に名称を変更しております。

__ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 中間配当

当社は、取締役の決議によって、毎年9月30日を基準として中間配当をすることができる旨、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

ハ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される能力を十分に発揮しやすい環境を整えることを目的とするものであります。

— 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

— 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこない、また累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

— 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう旨を定款で定めております。これは、株主総会特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	38	—	58	—
連結子会社	—	—	—	—
計	38	—	58	—

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。